

○国土交通省告示第八百六十一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、自動車整備業分野に係る経営力向上に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年七月一日

国土交通大臣 石井 啓一

## 自動車整備業分野に係る経営力向上に関する指針

### 第1 現状認識

自動車整備業は、自動車の安全確保及び環境保全の観点から、地域社会において重要な役割を果たす産業である。

総整備売上高（自動車一般整備業に係る部分に限る。）は約5兆5,000億円（平成27年度調査）で平成7年度調査の約6兆6,000億円をピークに、同年から約1兆1,000億円減少（約16.7%減）しているが、事業場数は約9万2,000か所（平成27年度調査）で平成7年度調査の約8万3,000か所から約9,000か所増加（約10.8%増）しており、自動車整備事業者間の競争が進んでいる。従業員数は約54万6,000人であり、整備要員数10人以下の事業場が全体の約76.9%を占めている。

近年、安全確保、環境保全等に係る新技術の発展により自動車の高度化が進んでおり、自動車整備業においても新たな設備、機器及び工具（以下「設備等」という。）の導入等の対応が必要となつて

いる。一方で、既存の設備等については老朽化が進んでいる。

また、自動車整備事業者は安全確保、環境保全の観点から、点検整備の実施の重要性等を自動車の使用者に周知する必要がある。

さらに、自動車の点検、整備、検査、修理作業（以下「整備作業等」という。）は人手を要する工程が多く、また、一定の資格を有する従業員を一定数有することが事業場の認定等の基準となっていることから、また、人件費対総売上高比率が19.4%と労働集約性が他業種に比べて高くなっているが、整備要員の高齢化、整備士として就業する若者の減少等により、人材の確保や育成が課題となっている。

## 第2 経営力向上に関する事項

### 1 経営力向上の方向性

自動車整備事業者は、自らの事業実施状況のうち改善すべき点を把握した上で、経営力向上の実施方法に関する事項の目標達成に取り組むこととする。なお、取組に当たっては、整備作業等の質を低下させないこと、コスト削減のみを目的とした人員削減を行わないこと、取組内容及び目標について事業者内で共有すること等に留意する。

### 2 経営力向上の内容に関する事項

#### 一 経営力向上の主な取組方法

中小企業者等（中小企業経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者等をいう。）であつ

て自動車整備業を行うもの（以下「事業者」という。）は、経営力向上に向けて、次のような取組を行うことが望ましい。

イ 人に関する事項

(1) 人材育成

自動車の高度化に対応した整備作業等の方法の習得に係る教育及び研修制度を充実させる等、人材育成支援制度の充実を図る。

(2) 能力に応じた人員配置の最適化

従業員の適性に応じて最適な人員配置を行うことにより、各従業員の能力を最大限引き出すとともに事業者全体として業務を効率化する。

(3) 従業員満足度の向上

職場環境の整備、待遇の改善、休暇取得の柔軟性向上、成果報酬の見直し、残業時間の削減等より、従業員の満足度を向上させ、事業の質を確保するとともに、人材の確保を図る。

ロ 財務管理に関する事項

(1) コストの把握・効率化

仕入れ費、外注費、物流費、人件費等の費用を把握し、コストの見える化を推進するとともに、PDCAサイクルの徹底により、継続的なコストの効率化を図る。

- (2) 業務の標準化  
マニュアル作成等により業務の実施方法を標準化し、作業ミス防止するとともに作業の効率化を行う。
  - (3) 業務量に応じた人員配置の適正化  
時間帯や曜日等による需要の増減を事前に予測し、業務量に応じ適正な人員配置を行う。
- ハ 営業活動に関する事項
- (1) 点検整備に係る販売の促進  
自動車の使用者に対し、点検整備の時期にダイレクトメール等による案内やメンテナンスパックの販促等を行うことにより、定期的な点検整備の重要性と予防整備の有効性を周知し、点検整備に係る入庫を増加させる。
  - (2) 顧客のニーズに応じた整備作業等の実施  
事業場の立地等から顧客のニーズを把握し、それに応じた整備作業等のメニューの企画等を行う。また、点検整備を受けた顧客に対し、点検結果に基づき、顧客視点で今後のメンテナンス計画を示す等、顧客との信頼関係を築く取組を通じてリピート率を向上させる。
  - (3) 付加価値の向上  
トータルカーライフサポート、インターネットを通じた予約システムの整備、会員制度・

ポイント制の導入等により、整備作業等以外の部分で顧客に対する付加価値を向上させる。また、ポイント付与率を変動させる等の取組により、繁閑格差の平準化を図る。

(4) 他業種及び他の事業者との連携体制の構築

自動車保険を扱う企業等との業務連携により、事故車両に係る整備の依頼を優先的に受け等、受注機会の増大を図る。また、自動車整備事業者間の連携体制を構築し、特殊な設備等が必要な工程や難度が高い工程については専門性を有する自動車整備事業者が分担することにより、受注機会の増大を図る。

ニ 設備投資やITの活用等に関する事項

(1) 設備投資に関する事項

高度化した整備作業等に対応した設備等を導入し、他の事業者との差別化を図る。また、老朽化した設備等の更新に当たっては、作業の効率化、省エネルギーの推進、労働安全対策等を考慮して設備等を導入する。

(2) ITの活用に関する事項

顧客等に係る情報を一括管理するシステムの構築や、標準化した業務の実施方法を共有するためのタブレット端末の導入等により、業務の効率化を行い、顧客に対する情報の見える化を推進する。また、ITの活用にあたっては、セキュリティ対策を講ずる。

(3) ロボットの導入

整備作業等の一部を代替し、支援するロボットの導入により、作業の効率化、従業員の作業の安全性の確保等を図る。

ホ 省エネルギーの推進に関する事項

エネルギー使用量の見える化、設備等の稼働時間の調整や最適管理（設備の有効利用）、省エネルギー設備等の導入等により、業務に係るエネルギー効率を高め、継続的なコスト削減を図る。

ニ 規模別の整理

一に掲げる取組について、事業者の規模に応じ、次の表のとおり実施することを推奨する。

整備要員 3 人以下の事業場のみを有する事業者	整備要員 4 人以上の事業場を有する事業者であって、整備要員 11 人以上の事業場を有さないもの	整備要員 11 人以上の事業場を有する事業者
取組が不足していると考えられ	取組が不足していると考えられ	取組が不足していると考えられ

る事項 1 項目以上	る事項 1 項目以上を含む 2 項目以上	る事項 1 項目以上を含む 3 項目以上
------------	----------------------	----------------------

### 第 3 経営力向上の実施方法に関する事項

#### 1 計画期間

計画期間は 3 年間ないし 5 年間とする。

#### 2 経営指標

計画策定に当たり、事業者が目標とすべき指標は次のとおりである。

##### 一 労働生産性

労働生産性の計画期間中の伸び率につき、5 年間の計画の場合 2% 以上、4 年間の計画の場合 1.5% 以上、3 年間の計画の場合 1% 以上とする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じた数値）で除したものである。

##### 二 点検整備 入庫台数増加率

点検整備に係る入庫台数の計画期間中の伸び率につき、5 年間の計画の場合 2% 以上、4 年間の計画の場合 1.5% 以上、3 年間の計画の場合 1% 以上とする。

### 三 業務関連資格等の取得

整備要員数の1/4以上の者が、計画期間中に自動車整備業分野における認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「機関」という。）が推奨する業務関連資格を取得し、又は、同機関が推奨する研修を受講することとする。

### 第4 経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

#### 1 国内の事業基盤の維持

国は、海外における自動車整備業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、事業者が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

#### 2 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

#### 3 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握、評価することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

#### 4 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び



認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

## 5 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業者（中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業者が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業者の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

## 6 事業者の規模に応じた計画認定

国は、事業者による幅広い取組を促すため、事業者の規模に応じて柔軟に計画認定を行う。

## 第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

機関は、1の要件を満たし、2の業務に取り組むための知見や能力を有する者でなければならない。

### 1 要件

#### 一 組織体制

イ 自動車整備事業者の多くが会員である等、自動車整備業界全体のニーズや動向等について、十分な知見や情報発信力があること。

ロ 自動車整備業界の経営力向上を推進するための人員体制が十分に確立されていること。  
ハ 事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を有している者により、2に掲げる業務を行うこと。

ニ 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、人材管理の適切な実施等を通じて、自らの監督と責任の下に会員等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

## 二 事業基盤

イ 全国に自動車整備業を行う会員を有している等、全国的な経営力向上の推進が可能であること。

ロ 会員からの会費収入、自主事業による収入又は自治体からの財政的支援等、適切な収入基盤を有すること。

ハ 決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

## 2 業務

### 一 普及啓発及び研修等

本指針に定める事項に関する普及啓発及び研修等を実施すること。

## 二 業務関連資格及び研修に係る情報の公開

第3の3に掲げる業務関連資格及び研修に係る情報をウェブサイト等により公表すること。

## 三 情報の収集、整理及び分析並びに調査研究

自動車整備業分野における経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集、整理及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

## 3 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

### 一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における事業者の支援の担い手を多様化・活性化し、事業者に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図る。

ロ 国は、機関に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努める。

ハ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行おうとする者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努める。

ニ 国は、機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について任意の調査等を実施する。

ホ 国は、機関に対する任意の調査等の結果、個々の機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該機関に

よる支援体制の状況等を把握する。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ 機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにする。

ロ 機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図る。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行う。

第 6 適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類に定めるもののうち、自動車整備業に関する内容であつて道路運送車両法に基づき認証又は認定を受けた自動車整備事業者に限る。